

# 防災表示制度の運用について

各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知  
(平成 13 年 2 月 6 日付 消防予第 42 号)  
改正 平成 16 年 9 月 17 日 消防安第 195 号

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 12 年自治省令第 51 号）が平成 12 年 11 月 20 日に公布され、防災物品に付する防災性能を有するものである旨の表示は、消防庁長官の登録を受けた者が付することができることとされました。また、これに伴い、「防災表示を附する者の認定の基準（昭和 48 年消防庁告示第 9 号）」に代えて「防災表示を付する者の登録の基準及び指定確認機関に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件（平成 12 年消防庁告示第 9 号）」が定められました。

これらを踏まえ、新たに「防災表示者登録要綱」、「登録申請書作成要領」及び「防災表示を付する者の登録の基準等に関する運用上の留意事項」を別添のとおり定めるとともに、「防災表示制度の運用について（昭和 54 年 3 月 31 日付け消防予第 57 号。以下（旧運用通知）という。）」は廃止することとしましたので、貴職におかれましては、執務上の参考としていただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、従来、防災表示を附する者の認定申請・届出については、消防機関及び都道府県を經由して行うこととされていたことから、今後も消防機関又は都道府県に対して、住民から相談等がなされることが想定されます。その際に、住民サービスの維持などの観点から、消防機関等における相談の受付、申請・届出の取りまとめのうえ国に送付すること等は特に問題ありませんので、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます。

# 「防災表示者登録要綱」等の一部改正について

各都道府県消防主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて消防庁予防課長通知  
令和元年5月7日付 消防予第4号

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の4第1項第1号の防災表示を付する者の登録については、「防災表示制度の運用について」(平成13年2月6日付け消防予第42号)(以下「運用通知」という。)により通知しているところですが、防災表示者登録に係る申請書等の様式の一部を下記のとおり改正しました。

貴職におかれては、執務上の参考としていただくとともに、各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 改正内容

改元に伴い、申請書等に記載された「平成」表示を「令和」に変更すること。

### 2 対象となる申請書等

- (1) 運用通知別添1 防災表示者登録要綱中 別記様式第1「防災登録に関する意見(例)」  
(別添1)
- (2) 運用通知別添1 防災表示者登録要綱中 別記様式第2「防災表示者登録事項変更届出書」  
(別添2)
- (3) 運用通知別添1 防災表示者登録要綱中 別記様式第3「防災表示を付する者の廃業等届出書」  
(別添3)
- (4) 運用通知別添2 登録申請書作成要領中 別記様式第2「誓約書」(別添4)

### 3 その他

- (1) 上記の改正部分の運用は、令和元年5月7日から施行する。
- (2) 改正新旧を参考として添付する。

### 4 運用上の留意事項

改正前の申請書等については、年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとするが、必要に応じ、「平成」表示を取消し線等により訂正を行うこと。

消防予第459号  
令和3年9月17日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

「防災表示者登録要綱」の一部改正について（通知）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の4第1項第1号の防災表示を付する者の登録については、「防災表示制度の運用について」（平成13年2月6日付け消防予第42号）（以下「運用通知」という。）により運用されていますが、押印の省略を推進するため、「消防関係手続（火災予防分野）における書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化に係る関係通知の一部改正等について（通知）」（令和2年12月25日付け消防予第412号）により、運用通知に掲げる様式の一部を改正したところです。

これに合わせ、運用通知別添1の防災表示者登録要綱（以下「防災表示者登録要綱」という。）の一部を下記のとおり改正しました。

貴職におかれては、執務上の参考としていただくとともに、各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 改正箇所

防災表示者登録要綱 第2、1、(2)

2 その他

- (1) 改正に係る新旧対照表を参考として添付する。
- (2) 防災表示者登録要綱の別記様式及び運用通知別添2 登録申請書作成要領の別記様式第2を参考として添付する。